

**平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書**

山梨大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	9
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 学習成果	32
基準7 施設・設備及び学生支援	34
基準8 教育の内部質保証システム	40
基準9 財務基盤及び管理運営	43
基準10 教育情報等の公表	48
<参考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

(注1) 運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会
 (注2) 評価部会・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会
 (注3) 財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会
 (注4) 評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稻垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稻垣 卓	福山市立大学長
尾池 和夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘一	大妻女子大学長
児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恒一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第7部会)

◎荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
小川 雅弘	大阪経済大学教授
功刀 滋	京都工芸繊維大学教授
○久米 健次	奈良女子大学名誉教授
國分 真一朗	日本大学教授
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
大東 俊一	人間総合科学大学教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
濱口 哲	新潟大学教授
○馬場 忠雄	滋賀医科大学名誉教授
前原 澄子	京都橘大学客員教授
三位 正洋	千葉大学名誉教授
○森 正夫	公立大学協会相談役
山本 泰	東京大学教授
○吉村 昇	東北公益文科大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れないと判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「III 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

山梨大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員の個人評価を実施し、その結果を、教員の再教育、表彰、賞与、教育研究費、教員人事等に反映させている。
- 平成 23 年度に「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」が、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され、5 年一貫教育博士課程として、平成 24 年度から学生を受け入れ、特色ある独自の教育体制及び教育課程等により、博士人材を育成している。
- 平成 21 年度に「統合能力型高度技術者育成プロジェクト—自発リーダー（学大将）を生む環境作り—」が、文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に採択され、期間終了後も、低学年から研究に携わる「マイハウスプラン」、「共創学習支援室（フィロス）」での学習支援、「地域産業リーダー養成教育プログラム」及び「インターンシップやまなしモデル」の教育プログラムを継続実施している。
- 平成 26 年度に「山梨ブランドの食と美しい里づくりに向けた実践的人材育成」が、文部科学省大学 C.O.C 事業に採択され、生命環境学部地域課題実践コースを中心に全学的に地域志向型の教育課程を開設し、将来にわたって地域の課題を解決できる実践的人材を育成することとしている。
- 平成 26 年度に「ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム」が、文部科学省「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」に採択され、日本ワインのグローバルスタンダード化を大きく推進できるような質の高い教育課程を新規に取り入れることにより、国際競争力を有する高品質なワインを製造し、日本ワインの未来を切り拓くワイン技術者を養成することとしている。
- 社会のニーズに対応した各種教育プログラムが実施され、上記のほか、「がんプロフェッショナル養成プラン」（平成 19～23 年度）、「グローバル COE プログラム」（平成 20～24 年度）、「大学間連携共同教育推進事業」（平成 24～28 年度）、「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」（平成 24～28 年度）、「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（平成 24～28 年度）に採択されている。
- 各学期の授業 3 回目以降頃に、授業への出席状況が芳しくない学生にクラス担任が直接面談を行い、欠席理由等事情を確認し、特に工学部では各学期終了時に修学状況が著しく振るわない学生に対して、成績不振注意、退学勧告等を行うことによって、学生が抱えている問題等を把握し、指導・助言・相談ができる体制としており、きめ細かな学生対応を行っている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成 24 年度から、地域社会の持続的繁栄を担う農学系、社会科学系人材を養成するため生命環境学部を新たに設置しており、今後の成果が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 専攻科において、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に「学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。」と定められている。

山梨大学憲章には、「多様な文化や価値観を積極的に受け入れ」「社会の要求に応えつつ、広い知識と深い専門性を追求し、地域の中核となり、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材を養成する場となること」と、全学の教育研究活動の基本理念も定められている。また、大学の基本理念を達成するために7つの目標を定め、教育にあたることを明言している。

これらを踏まえて各学部、学科、課程において、その目的を定めるとともに、人材育成に関する目的と教育研究上の目的を定めている。なお、自己評価書作成時点においては、医学部を除く学部において目的が適切な形式により定められていなかったものの、平成26年12月には学則に定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第1条に「学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。」と定められている。

これを踏まえて各研究科での目的を定めるとともに、専攻等においてもそれぞれの人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定めている。なお、自己評価書作成時点においては、各研究科等の目的が適切な形式により定められていなかったものの、平成26年12月には学則に定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、以下の4学部から構成されている。

- ・ 教育人間科学部（2課程：学校教育課程、生涯学習課程）
- ・ 医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・ 工学部（7学科：機械工学科、電気電子工学科、コンピュータ理工学科、情報メカトロニクス工学科、土木環境工学科、応用化学科、先端材料理工学科）
- ・ 生命環境学部（4学科：生命工学科、地域食物科学科、環境科学科、地域社会システム学科）

教育人間科学部では、2課程を設置し、それぞれの課程ごとに、「実践的指導力の高い教育者の育成」「生涯学習社会において、推進的・指導的役割を担う人材を育成」することを目指している。

医学部では、2学科を設置し、それぞれの学科ごとに、「現代医療・医学を担う、優れた臨床医・医学研究者の養成」「深い人間愛と広い視野を持つ、人間性豊かな看護専門職を育成」することを目指している。

工学部は、7学科で構成し、「工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材を養成」することを目指している。

生命環境学部は、4学科で構成し、「生命科学・食物生産・環境科学・社会科学に関する実践教育により、広範な知識を統合し、問題を発見し解決する能力を身につけ、自然と社会の共生科学の観点から持続可能で豊かな地域社会を実現できる人材の養成」を目指している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

当該大学の教養教育である全学共通教育科目は、全学共通教育科目等履修規程に基づき、人間形成科目、語学教育科目、教養教育科目、自発的教養科目の4つの部門に区分して編成し、全学出動方式による全教員協力体制を採っている。

全学共通教育科目の企画、運営及び改善は、全学共通教育科目委員会が行っている。全学共通教育科目委員会には人間形成科目部会、語学教育科目部会、教養教育科目部会、自発的教養科目部会、電算処理部会の5つの部会が置かれており、各部会がそれぞれ、開講授業科目の設定、授業時間割枠の編成、シラバスの作成、ガイダンスの実施、その他全学共通教育科目に関し、部会が必要と認める事項についての業務を行っている。

また、大学教育研究開発センターでは、全学共通教育科目の研究、企画立案、実施を支援するとともに、教育活動の点検・評価、教育に係るデータの収集や分析、教員の教育力向上のための授業方法の開発や授業支援を行っている。

さらに、大学教育委員会では、大学教育の基本方針、中期目標・中期計画、専門科目との連係、点検・評価について審議を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、以下の1研究科、1教育部から構成されている。

- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：教育支援科学専攻、教科教育専攻、専門職学位課程1専攻：教育実践創成専攻）
- ・ 医学工学総合教育部（修士課程10専攻：医科学専攻、看護学専攻、機械システム工学専攻、電気電子システム工学専攻、コンピュータ・メディア工学専攻、土木環境工学専攻、応用化学専攻、生命工学専攻、持続社会形成専攻、人間システム工学専攻、3年博士課程5専攻：ヒューマンヘルスケア学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻、4年博士課程2専攻：先進医療科学専攻、生体制御学専攻）

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学には、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育職員普通免許状（一種）取得者を対象として、「精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導すること」を目的に、特別支援教育特別専攻科が設置されている。

特別支援教育特別専攻科は以下の2コースから構成されている。

- ・ Aコース（特別支援学校教諭一種免許状取得コース）
- ・ Bコース（特別支援学校教諭専修免許状取得コース）

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は附属図書館、総合情報戦略機構のほか、以下の9つの学内共同教育研究施設及び13の学部等附属施設を設置している。

- ・ 学内共同教育研究施設：クリーンエネルギー研究センター、燃料電池ナノ材料研究センター、機器分析センター、総合分析実験センター、国際交流センター、大学教育センター、教養教育センター、キャリアセンター、保健管理センター
- ・ 学部等附属施設：教育人間科学部附属教員実践総合センター、教育人間科学部附属幼稚園、教育人間科学部附属小学校、教育人間科学部附属中学校、教育人間科学部附属特別支援学校、医学部附属病院、工学部附属ものづくり教育実践センター、生命環境学部附属農場、生命環境学部附属ライフサイ

エンス実験施設、医学工学総合研究部附属ワイン科学研究センター、医学工学総合研究部附属クリスタル科学研究センター、医学工学総合研究部附属国際流域環境研究センター、医学工学総合研究部附属出生コホート研究センター

これらの施設はそれぞれの設置目的に従って、教育研究活動に必要な施設設備やフィールドの提供、学生、教職員等に対する各種の教育研究上のサービスの提供等、教育研究活動を推進するために活動している。

特に、大学院課程において平成23年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」、グローバルCOEプログラムから継続している「国際流域環境科学特別教育プログラム」等特色ある教育プログラムを学内共同教育研究施設等の教員が担っており、各々のセンターと教員が連携し、教育研究の目的達成に努めている。

なお、これまで大学教育研究開発センター、留学生センターを置いていたが、平成26年4月、グローバル人材育成と大学教育の国際化を推進する組織として、専任教員を配した大学教育センター、教養教育センター、国際交流センター並びにこれら3センターを総括する教育国際化推進機構へと発展的改組を行っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

学長、理事、学部長、研究部長、教育部長をはじめとする評議員で構成する教育研究評議会を毎月1回開催し、大学全体の教育研究に係る重要事項を審議している。

教学担当理事、各学部長、各学部の教務委員長及び副委員長、全学共通科目委員会委員長及び副委員長、全学FD委員会の委員長及び副委員長、大学教育研究開発センター専任教員で構成する大学教育委員会を設けて、学士課程をはじめとする大学教育の基本方針、中期目標・中期計画の実施に関すること等の重要な事項を審議しており、平成25年度は7回開催されている。

各学部、教育学研究科、医学工学総合研究部、医学工学総合教育部では、基本規則に基づき、教授会及び研究科委員会を原則毎月1回開催し、各学部教授会規程等の定める教育活動に関わる重要な事項を審議している。

各学部等における教育課程や教育内容等を検討する教務委員会等は、原則月1回開催し、教育課程の立案・実施・点検・評価等の事項について審議し、教授会、代議員会等へ報告することとしている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 平成24年度から、地域社会の持続的繁栄を担う農学系、社会科学系人材を養成するため生命環境学部を新たに設置しており、今後の成果が期待される。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育人間科学部の教員は、教育学研究科の各課程を基礎とする講座に所属し、医学部、工学部、生命環境学部の教員は、医学工学総合研究部に置く医学学域、医学工学融合学域、工学学域、生命環境学域の各系に所属している。

教育学研究科、医学工学総合研究部に所属する教員は、大学院課程における研究指導のほか、学士課程教育も担っている。各学部の教員組織は、学部長の下、課程代表者、コース代表者、学科長、学生主任等を置き、必要に応じて学部長を補佐するため副学部長を置くなど責任の所在を明確にし、学部運営の組織的な連携体制を構築している。

教育学研究科においては、研究科長の下、研究科長を補佐するための副研究科長、講座ごとに講座主任及び副主任を置き責任の所在を明確にしている。

医学工学総合研究部、医学工学総合教育部においては、研究部長、教育部長をそれぞれ置き、また研究部長及び教育部長を補佐するため、それぞれ副部長を置いている。また、教育部の各専攻には、専攻主任、副専攻主任を置き、責任の所在を明確にしている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 教育人間科学部：専任 86 人（うち教授 38 人）、非常勤 118 人
- ・ 医学部：専任 256 人（うち教授 48 人）、非常勤 264 人
- ・ 工学部：専任 118 人（うち教授 44 人）、非常勤 89 人
- ・ 生命環境学部：専任 63 人（うち教授 22 人）、非常勤 9 人

すべての学部、学科の専任教員数は、大学設置基準に照らして必要な教員数が確保されている。

また、全学共通教育科目の約 60%を、学部専門教育科目では約 90%を専任の教授又は准教授が担当しており、教育上主要と認める授業科目においては、専任の教授又は准教授が約 80%を担当している。全学

共通科目の英語では、30人前後の少人数授業を実施していることから、非常勤講師の担当率が高くなっているが、統一教科書の採用、ガイドラインの提示等により、クラス間で教育内容等に差が出ないよう配慮している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 43 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 47 人
- ・ 医学工学総合教育部：研究指導教員 205 人（うち教授 117 人）、研究指導補助教員 25 人

〔博士課程〕

- ・ 医学工学総合教育部：研究指導教員 173 人（うち教授 120 人）、研究指導補助教員 89 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：11 人（うち教授 8 人、実務家教員 5 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学では、中期計画において、「教員の採用・昇任において、性別、国籍、年齢にかかわらず優れた人材が活かされるよう、各学部等で人事方針を取りまとめ、公表する」こと、「教職員が性別にかかわらず能力を活かせる職場環境や機会の整備を進める」ことを掲げ、教職員の活動をより活性化するための措置を講じている。さらに多様な教職員の確保に係る人事方針や次世代育成支援対策行動計画も策定している。

教員の採用に関しては、原則公募制を採用している。教員の構成については、性別、国籍、年齢に極端な偏りがないよう配慮されている。教員の年齢構成は、40代の 35.3% をピークに 30代から 60代に均等に分布しており、女性研究者比率は 16.5%、外国人教員比率は 2.25% となっている。

テニュアトラック制度、優秀教員奨励制度、キャリアアシstant制度、どんぐり保育園の設置等、若手研究者や女性研究者の育成や支援のための取組も行われている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任に関しては、教員選考基準において、教員の資格等全学的な基準に基づき行われている。選考方法については、教員選考手続に関する規程に基づき原則公募により行うこととしており、教員選考に関し各学部長等は、あらかじめ選考計画書を学長に提出し、学長の承認後、各学部等においては、選考実施内規、細則等に基づき選考委員会、教授会等において教員選考を行っている。

教育研究上の指導能力に関する評価については、推薦書、履歴書、教育・研究業績等の選考書類のほか、教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育研究に関する抱負等を記述した資料の提出等を求め、これらの書類に基づき業績審査を行うとともに、面接、模擬授業、プレゼンテーション等に基づいた評価を行い、学士課程、大学院課程における指導能力の評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価については、大学評価本部において、全学的な評価方針の決定、学部等間の調整、評価結果の分析を行うこととしている。学部等教員評価委員会と連携し、教員の個人評価方針及び教員の個人評価実施要領に基づき、「教育・研究・社会貢献・管理運営」の各評価領域について、多角的かつ客観的に評価を実施し、その評価結果を教員の再教育、表彰、賞与、教育研究費、教員人事等に反映させている。なお、評価結果に不服がある場合には、教員個人が大学評価本部長に異議申立てを行い、大学評価本部において、異議申立てに基づく再評価を行うこととしている。

また、教員の個人評価結果の反映に関する要領を定め、同要領の優秀教員奨励制度に基づき、高く評価された教員を表彰し、教育研究費の配分や勤勉手当等教員の処遇への反映を行うとともに、その表彰の様子及び被表彰者について、ウェブサイトに掲載し、学外に広く公開している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動に関わる事務職員は 89 人である。学生の実験、実習及び演習等の教育補助業務を行う教育支援者として、学部については助手 10 人、技術職員 8 人、技術補佐員 7 人、学内共同研究施設については技術職員 4 人、技術補佐員 14 人、学部附属施設については助手（特任）1 人、技術職員 22 人、技術補佐員 8 人、医学工学総合研究部附属施設については助手 1 人、技術職員 1 人、技術補佐員 4 人を配置している。

大学院に在籍する成績優秀な学生を TA として雇用し、授業や実験・実習等の教育補助者（平成 25 年度実績：318 人、延べ 22,210 時間）として、また、外国人留学生を SA として雇用し、語学教育科目授業での教育補助者（平成 25 年度実績：2 人、延べ 16 時間）としているなど、教育補助者の活用に在学生の長所を活かし大学教育の充実のために活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の個人評価を実施し、その結果を、教員の再教育、表彰、賞与、教育研究費、教員人事等に反映させている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を「本学の理念・目的を理解し、学習意欲と社会に貢献したいという意思のある人を求めています。」としている。

また、学部・学科等ごとに入学者受入方針として「アドミッション・ポリシー」「入学までに身につけてほしいこと」を定めている。例えば、教育人間科学部学校教育課程の入学者受入方針は以下のとおりである。

「[アドミッション・ポリシー]

人間や文化・教育に高い関心をもち、さらに自ら深く学ぶため主体的に理論的・実践的課題を見出し、解決に向けた探求の努力を継続する意欲のある人を求めていきます。

○学校教育課程

21世紀におけるこれから子どもの成長と発達に高い関心を持ち、教育現場の諸問題に取り組もうとする情熱を持った人を求めていきます。

幼小発達教育、障害児教育の各コースでは、乳幼児期からの人間の心理社会的および身体的な発達の過程を積極的に学び、小学校、特別支援学校、幼稚園の教員のほか、教育学や心理学の専門的立場から子どもと関わる職業人を目指す人材を求めていきます。

言語教育コース（国語教育系・英語教育系）、生活社会教育コース（社会科教育系・家政教育系）、科学教育コース（数学教育系・理科教育系・技術教育系）、芸術身体教育コース（音楽教育系・美術教育系・保健体育系）の各コースでは、各教科の教育理念と専門性を追求すると同時に、特定の領域に限定しない総合的視野を大切にし、小学校・中学校・高等学校での実践的教育力・指導力を修得しようとする人材を求めていきます。

「入学までに身につけてほしいこと」**○学校教育課程**

各コースの専門性に応じた教科・科目の内容を確実に身につけておくことが必要です。同時に、将来教育に携わる者として、我々を取り巻く生活や文化への関心、多様な考えの人たちとのコミュニケーション能力、個性豊かな考え方とそれを表現する力を、様々な活動を通して身につけておくことを望んでいます。」

他の学部・学科等においても、同様に、「アドミッション・ポリシー」「入学までに身につけてほしいこと」を定めている。

大学院課程においても、研究科、教育部、専攻ごとに入学者受入方針を明確に定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程においては、入学者受入方針に定める当該大学の求める学生像に沿った学生を受け入れるため、一般選抜（一般入試）、特別選抜（一般推薦、専門高校・総合学科特別推薦、AO入試）、私費外国人留学生選抜等を実施している。

一般選抜では、大学入試センター試験、個別学力検査、実技検査、面接、小論文等の試験を課し、学部・学科の求める学生像に沿って、必要な学力、論理的思考、表現力、課題解決力、学習意欲等を判定するための筆記試験を実施している。

特別選抜（一般推薦、専門高校・総合学科特別推薦、AO入試）では、医学部医学科では学力の判断に大学入試センター試験を用い、他の学部学科では学力は受験の条件や調査書で判定し、実技、面接、小論文、口頭試問により意欲や適性等を判定している。また、工学部の一部学科では地域枠を設けている。

私費外国人留学生、編入学、3年次編入学の選抜試験における口述試験に、留学生に対しては大学入試センター試験を免除し、TOEFL及び日本学生支援機構が実施する日本留学試験の成績を加味している。編入学生に対しては出身学校の成績証明書等を加味するなど、入学する学生の適性等を判断している。

大学院課程等においては、研究科、教育部、専攻科ごとに、専門的知識と能力を有する職業人や研究者を養成するために、入学者受入方針に沿って、希望する研究分野、必要な専門的能力、研究と勉学意欲等を問う入学者選抜を行っている。

外国人留学生のために、入学試験を英語での受験も可能とし、連動して講義や論文発表も英語を可能とし、英語版の募集要項を作成、配布している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者一般選抜の体制は、大学入試本部規程に基づき学長を本部長、教学担当理事を副本部長とする13人で構成される入試本部会議において学力検査の実施教科・科目・学生募集、試験実施方法の改善等の基本事項を決定している。大学入試センター試験、個別学力検査における具体的な選抜作業内容は教学担当理事を委員長とする入学試験運営委員会で決定、実施に当たっている。いずれの試験も詳細な作業マニュアルを用意し、説明会を実施、公正に行われるよう管理している。

個別学力検査の出題と採点は、専門の出題担当委員20人で構成されている入学試験問題作成・採点委員会が行っている。作成者以外によるチェックの二重体制を敷き、出題ミスの防止に万全を期し、採点においては複数の採点委員によるダブルチェックにより公正に行われている。

合否の決定については、各学部の入学試験委員会の関係資料を整えた上で、各学部の関係委員会や教授会の審議を経て、学長が決定している。

大学院等の入学者選抜は、研究科、教育部、専攻科の単位で、入試委員会を組織し、方法の検討を行い、合否判定基準の決定等の選抜方法は教育学研究科長、医学工学総合教育部長を議長とする修士・博士課程の研究委員会、教育部領域委員会等で決定している。

入学者選抜の透明性の確保及び次年度以降の受験生への情報提供のために、受験者数、合格者数、入学者数、合格者平均点数等の入試統計資料、入試問題、出題意図、筆記試験の入試問題等の情報をウェブサイトで公表している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

教学担当理事を委員長とし、学部の代表から構成される入学者選抜方法研究委員会（10人）を組織し、また、各学部の検討組織において、受験者数や入学者数、志望理由や進路希望等の新入生アンケート、入学後の成績の追跡調査、卒業生の評価調査等について検討を行い、隔年で分析結果の報告書を発行している。

この調査報告書は、教育人間科学部では入学者選抜方法等検討委員会、医学部では入学試験委員会、工学部では入学者選抜方法検討委員会、生命環境学部では入試委員会において、問題作成方法、選抜方法等の見直しを行うなど、それぞれ入学者受入方針に沿った学生の受入の検証及び入学者選抜方法の改善に役立てている。

大学院等の入学方法に関する検討は、研究科、教育部、専攻科においてそれぞれ行っており、入学者選抜方法の改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年度に改組、設置された工学部、生命環境学部については、平成24～26年度の3年分、また、平成24年度改組に伴い工学部（3年次編入）は平成26年度の1年分。）

〔学士課程〕

- ・ 教育人間科学部：1.09倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.48倍
- ・ 工学部：1.08倍
- ・ 工学部（3年次編入）：0.80倍
- ・ 生命環境学部：1.07倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：0.91倍
- ・ 医学工学総合教育部：1.07倍

〔博士課程〕

- ・ 医学工学総合教育部：0.95倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：0.96倍

〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.57倍

医学工学総合教育部修士課程においては、医科学専攻、持続社会形成専攻の入学定員充足率が低くなっているものの、課程全体としては適正である。

特別支援教育特別専攻科においては、入学定員充足率が低い。その主たる要因は、合格後就職先が内定した者が、入学手続きを辞退することによるものである。平成21年度入試より募集を年2回に変更するな

山梨大学

どの改善策を講じている。また、専攻科独自の入学案内パンフレットを作成・配布し、志願者獲得に向け取り組んでいる。併せて、山梨県教育委員会との話し合いを行い、ニーズの把握と志願者派遣への働きかけを行うなど、入学者の確保に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、専攻科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 専攻科において、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。）)

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、学則第21条において、「教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。」と定めている。

また、各学部において、それぞれの教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、工学部の教育課程の編成・実施方針は以下のとおりである。

「1. 数学・物理等の工学基礎教育を工学基礎教育センター専任または兼任の教員が担当し、高校の数学・理科教育からの移行がスムーズにできるように工学基礎科目のカリキュラムを編成することにより、工学基礎力を涵養します。

2. 入学後に専門分野の変更を希望する学生に対して柔軟に対応できるよう、工学基礎科目教育はできる限り学部共通化を図り、また、基礎ゼミを含む専門分野導入教育科目を1年次に設定して将来の職業イメージを持てるようにし、学科変更がスムーズに実施できるようなカリキュラム編成としています。

3. 大半の学生が修士課程に進学することを前提として、学部教育においては、数学・物理等の工学基礎科目、および、コミュニケーション能力・専門英語能力・技術者倫理の養成も含めたエンジニアリングデザイン能力養成科目を系統的かつ効果的に配置してこれらの能力を涵養できるようにし、修士課程教育で専門応用分野に関する高度な知識を教授するという「学部・修士課程の6年一貫教育体制」のカリキュラム編成となっています。ただし、学部卒であっても、中堅エンジニアとして社会で活躍できるだけの基礎能力を十分に身に付けることができると同時に、自ら考える力を培うことができる

カリキュラム編成としています。

4. 一部の学科においては、将来、数学・物理・化学・情報の教員としての活躍を希望する学生が教員免許を取得できるよう、教職課程を開設しています。
 5. 各学科において、可能な限り、種々の資格・免許を取得できるようなカリキュラム編成としています。
 6. 日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を取得している学科においては、JABEE基準に合致したカリキュラム編成となっています。
 7. 情報メカトロニクス工学科および先端材料理工学科と、両者の母体学科である機械工学科・電気電子工学科・コンピュータ理工学科・応用化学科の6学科では、専門科目のうち数科目を他学科の学生に開放し、学科横断的な境界領域の知識が身につけられるようなカリキュラム編成としています。」他の学部においても、同様に、教育課程の編成・実施方針を定めている。
- これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は全学共通教育科目と専門科目（教育人間科学部、医学部、生命環境学部）で、工学部は専門科目のほかに基礎ゼミで編成されている。

全学共通教育科目は4部門（人間形成科目部門、語学教育科目部門、教養教育科目部門、自発的教養科目部門）に区分して開講、自立した個人として生きていくための基礎となる広い知識と見識、そして自ら考え問題解決していく能力、多様なものの考え方を身に付けさせることを目指す科目から構成されている。

専門科目は各学部の教育課程の編成・実施方針に基づき展開されている。工学部の基礎ゼミは1年次前期で各学科への理解と興味の強化に当てている。

各学科等においては、履修モデルを作成し、典型的な履修方法について示している。

授与される学位は、教育人間科学部では学士（教育）・学士（教養）、医学部では学士（医学）・学士（看護学）、工学部では学士（工学）、生命環境学部では学士（生命工学）・学士（農学）・学士（環境科学）・学士（社会科学）である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程は体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズへ対応するため全学共通科目では多様な授業科目が措置されているが、英語のほかに数学・物理の授業では能力別クラスを設けており、また、人間形成科目には「キャリア形成のための作文演習」と「キャリア形成論」を設け、職業意識の向上を図っている。さらに転入学と編入学、他学部や他大学間の授業科目の履修、入学前の既修得単位を認定し、放送大学、大学コンソーシアムやまなしと単位互換協定を締結し、多様な受講機会を提供している。その他、インターンシップや、大学間交流協定に基づく事業の一環としての交換留学を実施している。

医学部では平成24年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」に採択され、「リエゾンアカデミー研究医養成プログラム」を実施している。

工学部では、平成21年度文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に「統合能力型高度技術者育成プ

「プロジェクト—自発リーダー（学大将）を生む環境作り—」が採択され、期間終了後も、低学年から研究に携わる「マイハウスプラン」、「共創学習支援室（フィロス）」での学習支援、「地域産業リーダー養成教育プログラム」及び「インターナシップやまなしモデル」の教育プログラムを継続実施している。

平成26年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に「山梨ブランドの食と美しい里づくりに向けた実践的人材育成」が採択され、生命環境学部地域課題実践コースを中心に全学的に地域志向型の教育課程を開設し、将来にわたって地域の課題を解決できる実践的人材を育成することとしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行っている。授業科目全体での授業形態のバランスは、講義 64.4%、演習 16.8%、実験・実習 14.2%、実技 3.0%、その他 1.5% となっている。

全学共通教育科目及び専門教育科目は、大学及び各学部の教育目的に沿って、多様な授業形態を組み合わせ、適正な授業定員による授業を編成している。

全学共通教育科目は、人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野、健康科学分野の4分野から少なくとも1つの科目を履修することとし、知識を広げるとともに、分野に特有な考え方、ものの見方を理解し、自ら考え、問題解決していく能力の基礎を身に付けることを目的としている。授業は、コンピューター、インターネット、ビデオ教材等の多様な教育用メディアを活用して行われている。語学教育科目では、英語の必修科目で習熟度別の授業を行い、英語、ドイツ語、フランス語、中国語の授業は、ICTを活用した授業が行われている。なお、ICTの活用については、e-learning システム Moodle により全科目で利用できる環境を整備している。

各学部の教育課程においては、学部の特色を生かした教育課程を編成しており、それぞれの教育内容に応じて、少人数教育、事例研究型授業、フィールド型授業、臨床実習等の学習指導法の工夫を行っている。

教育人間科学部の教育課程では、少人数グループワーク型基幹授業群を軸としたブリッジ科目を設定している。また、「初等理科実験」を必修化するなど教育課程に工夫を凝らしている。また教育ボランティアは、「社会参加実習」として単位を認定しており、現在では学生主体で県市町との連携も定着し、充実した実践的教師力深化の場となっている。

医学部の教育課程は、医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、早期に医学、医療現場に接し、学習の動機付けを目的として、1年次には早期臨床体験（ECE）実習を実施し、3年次には救急車同乗実習、4年次には疫学調査方法等を学ぶフィールド研究実習を取り入れている。3年次後期から4年次の間には、少人数グループで与えられた課題に取組むチュートリアル教育を導入、主体的学修に基づき、課題を自ら考え、判断し解決につなげる教育を導入している。

工学部の教育課程では、1年次から3年次までは、講義によって知識体系を習得、演習で一層理解を深める構成となっている。4年次の卒業論文研究では、問題を発見し解決する能力と、コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を養う仕組みを整えている。問題解決型授業（PBL）や少人数科目を組み合わせることでチームワークの重要性を認識させる学習指導法を導入している。

生命環境学部の教育課程では、「生命環境基礎ゼミ」で、資料の作成、発表、学生間のディスカッショ

ン等を組み合わせ、また「生物資源実習」においては、農場圃場体験、食品加工工場の見学、食品の加工という様々な形態の実習を組み合わせる工夫をしている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間として定期試験等の期間を含め、35週確保されており、各授業は、前期・後期とも15週が確保されている。

学生便覧において、1単位の学修時間は、45時間であること、時間外の学修が必要なことを記載し、学生に対しては、入学時のガイダンス等において周知を図るとともに、各学部の履修規程においても定めている。

全学共通教育科目において、医学部学生を除き、G P A (Grade Point Average)に基づくC A P制を導入し、単位の実質化を図っている。

学修時間の増加・確保の取組として、授業科目ごとに担当教員と全履修生が参加するコミュニティを、キャンパス・ネットワーキング・サービス(Y I N S—C N S)及びe-learningシステムMoodleに設けている。必修英語においては、インターネット上に「T O E I Cテスト演習2000コース」を導入し、サブコースの「テスト50」を前期、後期それぞれ10週にわたり各週1ユニット(リスニング25問とリーディング25問)ずつ、約1時間の時間外学修を全学生に課している。また、授業と授業外での学修内容を反転させ、授業前に理論や知識習得を行い、授業ではその確認や課題解決を行う「反転授業」を一部の授業で導入しており、これによる事前学修の実施による学修時間の増加を図っている。

平成25年度実施の学生生活実態調査では、1日平均の授業外学修時間について、医学部医学科と工学部においては「2時間以上」と回答した学生が25~32%いるが、全学では約75%の学生が2時間未満と回答しており、平均で1日当たりの授業外学修時間は約1.4時間であり、授業時間外での学修は十分と言えず、更なる増加・確保が望まれる。

これらのことから、授業外学修時間確保に十分な成果を上げているとは言えないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学のシラバスはすべて電子化され、履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう、全授業科目を電子シラバスとしてウェブサイト上に作成要領に基づき掲載している。その基本構成は「担当教員」「単位数、対象学科、履修年次、開講学期・曜日・時限」「授業の目的」「到達目標」「授業の方法」「評価方法・評価基準」「受講に際して準備学習等についての具体的な指示」「テキスト、参考書」「授業計画の概要」等であり、具体的に明記している。全学共通教育科目のシラバスの記載に関して、「授業計画の概要」には、学修時間の実質的な増加・確保のため、平成25年度からは、予習・復習の課題を記載することとしている。授業担当教員がシラバス作成後、一般公開までの間(約1ヶ月)に、シラバス作成要領に沿って作成されているかについて、共通科目は教務課職員が、専門科目は各学部教務委員会等の委員が確認している。要領に沿っていないシラバスについては、授業担当教員に修正を依頼している。

なお、J A B E E教育プログラムを実施している工学部土木環境工学科では、シラバスの共通フォーマットに加えて「J A B E Eプログラムの学習・教育目標との対応」という欄で、学科として設けた「学習・教育目標」と当該科目の関係を明示している。

平成 25 年度学生生活実態調査によれば、「電子シラバスを活用していますか?」との設問に対して「十分に活用している」「ときどき見る」と回答した学生が、それぞれ約 28%、約 46% であった。これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学共通教育科目の必修英語では、習熟度別のクラス編成を行うとともに、TA、SA を教育支援者として活用し、語学教育の充実を図っている。

工学部では、平成 24 年度に発足した工学部基礎教育センターが中心となり、基礎学力が不足する学生へのサポートを実践している。数学（微分積分学 I、II）に関しては、習熟度別クラスとして開講している。特に、高等学校において数学IIIを履修していない学生、及び入学後のプレースメント・テストの結果から基礎学力が不足していると判定された学生には、高等学校の数学の内容を加味した授業を行い、演習を多く取り入れ一般学生の 2 倍の講義時間を確保している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学では、大学の教育理念・目的に沿って、学部・学科・課程ごとに具体的な教育目標を定めるとともに、修得すべき単位数、卒業までの達成目標を達成した者に学位を授与することを、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として学部ごとに定めている。例えば、医学部医学科の学位授与方針は以下のとおりである。

「医学部医学科では、「真摯な態度で医学・医療の発展を実践的に担い、国民の健康増進と福祉および豊かな人間生活の構築に寄与する人材養成」という教育目標を実現するためのカリキュラム（教育課程）を策定しており、以下の条件を満たした学生にのみ学位を授与します。

卒業までの達成目標

1. 態度

良識、倫理観とプロフェッショナリズムを持ち、患者、患者家族、医療チームのメンバーを尊重し、責任をもって医療を実践するための態度、倫理観を身につける。

2. コミュニケーション能力

豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築して、医療を実践することができる。

3. 問題解決能力

生涯にわたって自らの課題を探求し、主体的に問題を解決する能力を有する。

4. 科学的探究能力

研究計画立案を論理的思考と倫理原則に従って行うことができる。各領域での研究の意義を理解し、適切な批判的思考と科学的情報の評価能力を有する。

5. 知識・技術・技能

自然科学、生命科学を基盤として、社会医学的な知識を有してその原理を理解し、基礎医学、社会医学、臨床医学の幅広い知識を修得するとともに、それらを医療の実践で応用できる。」

また、工学部では、別に「カリキュラム・コンセプト」を定めており、その中で卒業までに身に付けるべき知識・能力等を示しているものの、教育人間科学部及び生命環境学部では、卒業までに身に付けるべき知識・能力等が必ずしも明確に定められているとはいはず、改善が望まれる。

これらのことから、改善の余地があるものの、学位授与方針が定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

当該大学では、成績評価は、学則及び各学部履修規程等で明確に定められている。各授業科目の成績評価については、シラバスに「評価方法・評価基準」として記載されており、全科目ともウェブサイトに公開し学生に周知されている。各授業科目担当教員は、この「評価方法・評価基準」に沿って成績評価を行い、学部教務委員会等で確認した後、教授会において単位を認定している。

なお、全学共通教育科目にはGPA制度を導入している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

全学共通教育科目委員会において、全学共通教育科目の成績分布表に基づき各授業科目の成績評価の分析を行い、その結果、成績評価の平均点は75点を目安とする旨のガイドラインを定めている。成績に偏りがあるなど改善が必要な場合は、全学共通教育科目委員会の下にある各部会から、当該授業担当教員に指導を行うなど、成績評価の厳格化を図っている。

専門教育科目における成績分布は、80～100点の科目が、教育人間科学部、医学部、工学部、生命環境学部において、それぞれ約73%、約53%、約48%、約65%となっている（平成25年度）。一部の学部において、80～100点の割合が高く、成績分布の妥当性に関する議論が望まれる。

医学部の専門科目を除いて、総括評価（試験等）終了後、各自の答案用紙、レポートを返却することをしている。

成績評価に関する学生からの問合せは、各学期ごとに全学的な異議申立て期間を設け、教学支援部教務課窓口で対応しているほか、医学部専門科目については授業担当教員が、直接学生からの成績評価の問合せに対応もしている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

当該大学では、卒業認定基準は、学則、各学部履修規程において定められており、学部ごとに定める教育目標、卒業までの達成目標を達成した学生に学位を授与することを、学位授与方針として明示している。卒業認定基準、学位授与方針は、新入生ガイダンスをはじめとするオリエンテーション及び授業前のガイダンス時に、学生への周知を図っている。

各学部における卒業の認定は、学位授与方針を踏まえ、履修規程において定めた卒業要件単位数以上を修得した学生について、卒業判定委員会、教務委員会等で確認し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則において、

「第20条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則の定めるところによる。

5 医学工学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医学工学総合教育部規程の定めるところによる。」

として、教育課程の編成・実施方針を明確に定めている。

また、教育学研究科及び医学工学総合教育部において、課程・専攻ごとに、教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育学研究科修士課程では、少人数の利点を最大限に活かした、手厚い指導体制により地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場でリードする力の育成を目的とした教育課程を編成している。

教育実践創成専攻においては、共通基礎科目 20 単位のほか合計 46 単位以上の修得を教職修士（専門職）授与の必要要件としている。教育課程の特色は、連携協力校における「実習」が「課題研究」と密接に関連し、地域の学校が抱える諸課題に積極的に取り組み、学校改善・授業改善のための実践的力量を形成す

ることを目的としている点にある。

医学工学総合教育部医学領域では、平成 24 年度に、文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」プログラムに採択され、医学生を対象とした基礎研究を志す医師を継続的に養成する「リエゾンアカデミー研究医養成プログラム」に取り組んでおり、学部・大学院の一貫教育体制により、優れた基礎研究医を早期に輩出するための教育を実施している。

また、工学領域修士課程では、産業界との連携を重視してすべての専攻・教育プログラムにおいて「インターンシップ」を導入している。(過去 5 年間の平均実績：延べ 28.6 人／年)

工学領域博士課程では、複数の組織にまたがるプロジェクトや企業との共同研究等を想定した「フィールドリサーチ」科目や、海外におけるインターンシップを想定した「グローバルインターンシップ」科目等を配している。

平成 23 年度には、「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」が文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され、5 年一貫教育博士課程として、平成 24 年度から学生を受け入れ、特色ある独自の教育体制及び教育課程等により、博士人材を育成している。学生は、燃料電池、太陽エネルギー、エネルギー変換材料、新エネルギー工学の密接に関係した 4 分野からメジャーとサブメジャー分野を選定、自ら学習目標を設定して履修計画を立て、複数分野の教員によって構成される指導教員グループの主(副)指導教員は、企業経験者を含む多彩な教員に加え、連携講座が設置される連携教育研究機関の教員も担当し、広い専門的視点から学生を育成している。さらに外国人教員による対話型討論科目により英語能力を向上させ、修了時にはネイティブと英語で対等に討論できる能力を養成している。前期 2 年次には関連企業等でのインターンシップ(必修)で実学の研鑽を積んでいる。前期課程修了時には厳格な中間審査を実施している。後期 2 年次にはグローバル協働教育機関(15 機関)での海外留学を実施している。

授与される学位は、教育学研究科修士課程では修士(教育学)、医学工学総合教育部修士課程ではその専攻分野に応じ、修士(医科学)、修士(看護学)、修士(工学)、修士(学術)、医学工学総合教育部博士課程ではその専攻分野に応じ、博士(医学)、博士(看護学)、博士(医科学)、博士(医工学)、博士(情報科学)、博士(工学)、博士(学術)、教育学研究科専門職学位課程では教職修士(専門職)である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育学研究科では、平成 22 年 4 月に改組し、教育実践創成専攻(教職大学院)を設置している。学部卒業生のみならず、一定の条件を備えた現職教員には大学院設置基準第 14 条を適用し、大学院 2 年次生は、在職校に勤務しながら受講及び指導を受けられるように配慮し、自由度の大きい履修方法を設定している。

医学工学総合教育部医学領域では、社会人のための昼夜開講及び長期履修制度を行っている。また、先進医療科学専攻は、慶應義塾大学を主管とした関東甲信越の 10 大学により推進している「高度がん医療開発を先導する専門家の養成」プログラムに参加しており、平成 24 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択され、平成 25 年度から 2 人の学生が学んでいる。

医学工学総合教育部工学領域では、すべての専攻・教育プログラムにおいて「インターンシップ」を導入し、単位認定を行っている。さらに、「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」においては、海外留学(6 ヶ月)を必修科目として設定し、博士課程 2 年次生 2 人が平成 25 年 4 月からフランス及びドイツで海外インターンシップを行っている。また、同プログラムでは、一部の講義で英語による授業も実

施されている。

平成26年度文部科学省「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」には、「ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム」が採択され、日本ワインのグローバルスタンダード化を大きく推進できるような質の高い教育課程を新規に取り入れることにより、国際競争力を有する高品質なワインを製造し、日本ワインの未来を切り拓くワイン技術者を養成することとしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業は、講義、演習、実習等を開講し、授業科目ごとの教育内容に応じた学習指導を行っている。授業科目全体での授業形態のバランスは、講義56.8%、演習33.6%、研究、フィールド・リサーチ8.3%、実習1.3%となっている。少人数制あるいはマンツーマンの指導体制による実践的教育を行い、研究テーマの設定、十分なデータの取得、国内外の文献抄読等に基づく理論的考察能力を高めるほか、学会・研究会での研究発表を経験させている。

教育学研究科修士課程では、5～6人以下の少人数教育が行われている。

教育学研究科専門職学位課程においては、研究者教員6人、山梨県教育委員会からの人事交流による専任の実務家教員2人（教授と准教授）、及び山梨県教育庁勤務経験・校長経験を有する実務家教員3人（客員教授）が専任教員として配置され、学生が実習を含む学習を進める上で、指導教員として配置され指導を行っている。また、各授業科目においては、理論と実践の融合が具体的に実現することを目的として、研究者教員と実務家教員によるT・T（ティーム・ティーチング）授業としている。

医学工学総合教育部医学領域では、講義は、高度で専門的な知識の修得を、演習は、文献調査や輪読・討論を通じコミュニケーション能力の養成を、特別研究は、専門分野及び学際領域分野の実践的研究能力の養成を目指している。

医学工学総合教育部工学領域では、研究開発能力、問題発見・解決能力、国際的コミュニケーション能力を磨くための演習及び研究科目と、実践的能力を養うインターンシップ科目から構成されている。また、「クリーンエネルギー特別教育プログラム」「ワイン科学特別教育プログラム」「組込み型統合システム開発教育プログラム」「国際流域環境科学特別教育プログラム」「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」等の特色ある教育プログラムを編成し、高度な技術研究者を養成している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間として定期試験等の期間を含め、35週確保されており、各授業は、前期・後期とも15週が確保されている。

教育学研究科、医学工学総合教育部においては、学生に対し単位の実質化への取組とシラバスに基づいた授業内容に応じた学習指導、研究指導を行うとともに、主体的な学習を促すため、それぞれの専門性に配慮した科目の選択、履修方法及び研究内容について多様な指導を行っている。

なお、教育学研究科専門職学位課程では、年間の履修申告単位の上限を37単位として履修上限を設定している。

平成 25 年度学生生活実態調査によれば、1 日平均の授業外学修時間については、「2 時間以上」確保している学生が 29~51% いるものの、全く学修していないと回答した学生は 9.8~21.8% おり、平均で 1 日当たりの授業外学修時間は約 1.8 時間であり、十分とは言えない。

これらのことから、授業外学修時間確保に十分な成果を上げているとは言えないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう全科目のシラバスを電子化し、ウェブサイトに公開している。学士課程におけるシラバス作成要領に準拠して作成しており、その構成は具体的な到達目標、必要な知識・準備、評価方法等を明記し、学習指導、研究指導に活用され、学生の主体的な学習を促すとともに、授業内容を充実・高度化し、課題解決に向けて自主的に学修に費やす時間を確保するよう工夫している。

学生は、シラバス内容を確認しながら履修計画に基づく履修申告を行っており、平成 25 年度学生生活実態調査の結果からは、「十分に活用している」「ときどき見る」と回答した学生が 73.7% である一方、研究が主体となる大学院 3 年次以上（博士課程）では、利用状況が低下している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例により、現職の教育職員や企業等に在職する社会人学生に対して、通常の授業時間外である 6 時限目、7 時限目の 18 時 10 分から 21 時 20 分に授業を開講している。土曜日や夏季・冬季の休業期間中に講義等を開講し、研究指導も受けることができるよう配慮し、高度な専門的知識と能力を獲得する機会を提供している。また、修業年限内での修了が困難な社会人学生に対しては、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者に、その修業期間における授業料等の経済的負担を軽減するための長期履修制度を設けている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制としては、大学院学則、学位規程、教育学研究科規則及び医学工学総合教育部規程に基づき、学生ごとに指導教員を定め、授業の履修指導、実験、学内外での研究発表、論文作成等の研究指導を行っている。

教育学研究科修士課程では、教育学研究科所属研究室が、入学試験前に研究室の専門分野を学生に説明

を行い、その後、学生は自主的に所属する研究室を選択、すべての大学院学生に1人の指導教員を定めている。研究テーマは、研究室所属後、指導教員が学生の自発的提案について十分協議を重ねながら学生に自主的に選定させている。

医学工学総合教育部医学領域では、大学院学生は研究室に所属、個別の研究テーマについては、1人の指導教員から研究面及び学位論文作成面での指導を行うとともに、研究進捗状況の把握、今後の方針、発表方法の指導が行われている。

医学工学総合教育部工学領域修士課程では、専攻及び特別教育プログラムごとに詳細な学生指導ガイドラインを定め、計画的に指導が行われている。学生の研究・修学指導は、主指導教員1人、副指導教員1人以上からなる指導教員グループが行っている。

博士課程において、学生の研究・修学指導は、主指導教員1人、副指導教員3人以上からなる指導教員グループが行う。指導教員グループは、研究面及び学位論文作成面での指導を行っている。

なお、研究倫理に係る指導については、学位論文の評価基準に、データの捏造、改ざん、剽窃がないことを明記し、ガイダンスにおいて周知を図るとともに、日常の研究室活動において指導している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

教育学研究科、医学工学総合教育部では、課程・専攻ごとに具体的な教育目標を掲げており、学位授与においては、教育学研究科、医学工学総合教育部が定める教育目標を達成した者に学位を授与することを、学位授与方針として明示している。例えば、医学工学総合教育部修士課程医科学専攻の学位授与方針は「生命科学及び社会医学を学び、医療機関、保健医療行政、健康教育、医学研究においてその成果を実践する人材を養成するためのカリキュラムが組まれています。入学者は、高度専門技術者が持つべき医療倫理観、医学研究倫理観を養い、先端技術に対する科学的知識を習得することが求められます。こうした目標を達成し、所定の履修単位を取得し、かつ一定レベルの学術的成果を上げた学生は、本専攻の教育目標を達成した者と認め、修士号が授与されます。」となっている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、大学院学則、大学院教育学研究科規則、大学院医学工学総合教育部規程において「試験または研究報告の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする」と定めている。成績評価は、「素点、または、S、A、B、C、D（不合格）」（教育学研究科）、「素点、優、良、可、不可（不合格）」（医学工学総合教育部）をもって表している。

授業科目ごとの成績評価基準については、シラバスに「評価方法・評価基準」として記載しており、すべてのシラバスは電子シラバスとしてウェブサイトに公開するとともに、ガイダンス、オリエンテーション等においても学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

当該大学では、成績評価の客観性及び厳格性を確保するため、成績評価の基準等を大学院学則、大学院教育学研究科規則、大学院医学工学総合教育部規程に定めている。

成績評価、単位認定は、各授業担当教員が責任をもって評価を行い、教育学研究科、医学工学総合教育部において、教務委員会、各領域委員会等の確認を経て、研究科委員会、教育部代議委員会等の議を経て承認している。

学生本人への成績通知については、各学期で実施しているガイダンス等において、修得単位通知書により通知している。成績評価に対する学生からの問合せ等については、異議申立て制度を設けているほか、各授業担当教員が個別にも対応している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修了認定基準は、大学院学則において定めている。

教育学研究科、医学工学総合教育部では、それぞれ定める教育目標、修了までの達成目標を達成した学生に対し学位を授与することを、学位授与方針として明示し、ウェブサイトに掲示し公開するとともに、修了認定基準は、各学期のガイダンス等において学生に対して周知を図っている。

教育学研究科では学位論文に関する細則、医学工学総合教育部では学位論文審査要項において、学位申請論文が当該分野における学術的意義及び論理的構成等を有していることを基に、論文のテーマ設定、論理性、記述及び研究の倫理（データの捏造・改ざん、他者の論文からの剽窃がないこと等）について審査することを規定し、ガイダンス等において学生に対して周知を図っている。

学位論文審査体制については、学位規程に定め、修士課程又は博士課程を修了しようとする学生から提出のあった学位論文又は研究成果を教育学研究科長、医学工学総合教育部長が受理したときは、その学位論文審査、最終試験等を教育学研究科委員会、医学工学総合教育部教授会に付託し、研究科委員会、教育部教授会では、学位論文審査委員会を設置し、学位論文審査又は研究成果の審査を実施、その後、研究内容等の関連分野について、口頭又は筆答による最終試験を行い、その結果を学位論文審査委員会は、文書をもって教育学研究科委員会、医学工学総合教育部教授会等に報告している。

修了要件単位数以上を修得した学生については、論文審査委員会からの学位論文又は研究成果の審査及び最終試験の結果報告を踏まえ、教育学研究科委員会、医学工学総合教育部代議委員会等の議を経て、学長が修了を認定し、学位を授与している。

教育学研究科専門職学位課程では、「山梨大学教職大学院教育実践フォーラム」を年2回10月と2月に開催している。2月に開催する教育実践フォーラムにおいては、専門職学位課程に所属する全大学院学生による研究成果発表を行っており、修了認定においては、この成果発表会での発表内容を踏まえ、単位修得結果に照らし教育実践創成専攻会議において合議による評価結果を受け、教務委員会及び教育学研究科委員会の議を経て、学長が修了を承認し、学位を授与している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成23年度に「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」が、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され、5年一貫教育博士課程として、平成24年度から学生を受け入れ、特色ある独自の教育体制及び教育課程等により、博士人材を育成している。
- 平成21年度に「統合能力型高度技術者育成プロジェクト—自発リーダー（学大将）を生む環境作り」が、文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に採択され、期間終了後も、低学年から研究に携わる「マイハウスプラン」、「共創学習支援室（フィロス）」での学習支援、「地域産業リーダー養成教育プログラム」及び「インターナシップやまなしモデル」の教育プログラムを継続実施している。
- 平成26年度に「山梨ブランドの食と美しい里づくりに向けた実践的人材育成」が、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択され、生命環境学部地域課題実践コースを中心に全学的に地域志向型の教育課程を開設し、将来にわたって地域の課題を解決できる実践的人材を育成することとしている。
- 平成26年度に「ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム」が、文部科学省「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」に採択され、日本ワインのグローバルスタンダード化を大きく推進できるような質の高い教育課程を新規に取り入れることにより、国際競争力を有する高品質なワインを製造し、日本ワインの未来を切り拓くワイン技術者を養成することとしている。
- 社会のニーズに対応した各種教育プログラムが実施され、上記のほか、「がんプロフェッショナル養成プラン」（平成19～23年度）、「グローバルCOEプログラム」（平成20～24年度）、「大学間連携共同教育推進事業」（平成24～28年度）、「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」（平成24～28年度）、「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（平成24～28年度）に採択されている。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

過去5年間の標準修業年限内卒業（修了）率は、教育人間科学部85.8～90.4%、医学部73.3～92.9%、工学部78.2～82.2%、教育学研究科修士課程86.2～95.8%、教育学研究科専門職学位課程93.3～100%、医学工学総合教育部修士課程83.7～86.2%、医学工学総合教育部博士課程41.2～65.5%となっている。「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、教育人間科学部92.2～96.7%、医学部95.3～97.7%、工学部88.6～92.7%、教育学研究科修士課程87.5～100%、教育学研究科専門職学位課程93.3%、医学工学総合教育部修士課程87.3～91.3%、医学工学総合教育部博士課程72.0～81.7%となっている。

単位修得率については、全学共通教育科目については90%以上、専門科目についても一部学部の専門科目を除き90%以上の修得率となっている。

過去3年間の学生の休学・退学・留年（標準修業年限超過学生）状況については、休学率：教育人間科学部2.1～2.5%、医学部1.5～3.3%、工学部1.9～2.6%、生命環境学部1.1～1.4%、教育学研究科1.1～3.6%、医学工学総合教育部修士課程3.2～3.9%、医学工学総合教育部博士課程9.4～11.1%、特別支援教育特別専攻科0%、退学率：教育人間科学部0.7～1.3%、医学部0.5～0.9%、工学部1.4～2.0%、生命環境学部0%、教育学研究科1.1～1.2%、医学工学総合教育部修士課程3.3～4.2%、医学工学総合教育部博士課程3.2～3.4%、特別支援教育特別専攻科0%、留年率：教育人間科学部2.5～3.7%、医学部2.8～3.5%、工学部5.7～6.6%、生命環境学部0%、教育学研究科1.1～4.8%、医学工学総合教育部修士課程7.2～9.1%、医学工学総合教育部博士課程16.7～21.1%、特別支援教育特別専攻科0%と低率で推移している。

資格取得状況については、医師国家試験合格率は90%以上、看護師、保健師、助産師国家試験合格率は97%以上で、いずれも全国平均を上回っている。

教育人間科学部の学生は、卒業要件を充たした場合に主に取得できる教育職員免許状以外の免許種や学校図書館司書教諭資格及び学芸員の資格を取得している。

また工学部においては、教育職員免許状取得に必要な授業科目を履修し、高等学校教諭の免許状を取得している。なお、医学工学総合教育部の工学領域の修了生のうち、平成23年度27人、平成24年度16人、平成25年度18人が高等学校専修免許状を取得している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

各学部や各研究科では、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取のため、学生による授業アンケート等を実施している。

学生による授業アンケート（回答率は履修者全体の約 80%）の結果からは、回答者の約 76～78%の学生が、シラバスに記載されている授業の具体的目標を 7 割以上達成できたと回答している。

平成 24 年度に医学部で実施した卒業時アンケートにおいては、「国際的な感覚・能力」についてはあまり身につかなかったものの、「専門的な知識・技術」「多様な価値観を受け入れる協調性」については身についていたと回答している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学部卒業生の進路状況については、各学部が担う人材養成の分野を反映し、教育、製造業、医療・福祉分野又は公務員への就職が多く、平成 24 年度では、山梨県内出身者 192 人中 144 人が地元山梨で活躍している。大学院等への進学率は、おおむね 30% を超えて推移しており（5 年間の平均は 32.6%）、就職希望者に対する就職率は、学部全体の平均としてほぼ 96% となっている。

大学院修士課程修了者の博士課程への進学率は、5～6% 前後で推移している。また修士課程及び博士課程の就職希望者に対する就職率は、研究科全体の平均としておおむね 95% 以上となっている。大学院修士課程修了生の就職については、学部同様、教育、製造業、医療・福祉分野への就職率が高い。また博士課程修了生は、医療・福祉分野や研究機関を含めた教育分野への就職が多い傾向にある。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業（修了）生や就職先等の関係者から、アンケート、インタビュー調査により意見聴取を行っている。

卒業（修了）生からの意見聴取の結果、教育人間科学部、教育学研究科及び教職大学院の卒業（修了）生においては、少人数授業による手厚い指導、実践的な学習等を挙げて評価する意見が得られている。また、工学部及び医学工学総合教育部（工学領域）における卒業（修了）生への調査によれば、外国語、国際的な感覚が在学時に身につかず、その後の社会人生活で不足していると感じているとの意見も少なからずみられたものの、プレゼンテーション能力、IT ツールを活用する能力等が身についたと回答した学生が多い。

平成 25 年度末から平成 26 年度初旬にかけ、平成 25 年度に当該大学の学生を採用した企業・行政機関（官公庁）等約 1,200 社を対象にアンケートを実施している。その結果によれば、「実践的な外国語能力」の項目では、評価が低くなっているものの、「責任感」「協調性」「仕事に対する熱意」「教養」「会社や仕事の理解度」の項目で高い評価を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、甲府キャンパス、医学部キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は甲府キャンパスが 149,780 m²、医学部キャンパスが 171,943 m²である。

また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計 124,583 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

建物及び体育施設等は、当該両キャンパスに管理棟、総合研究棟、講義棟、福利厚生施設、課外活動施設のほか、甲府キャンパスに運動場、体育館、武道場、弓道場、プール、テニスコート、医学部キャンパスに野球場、陸上競技場、体育館、武道場、弓道場、テニスコートを有している。また、両キャンパスには、図書館、講義室、演習室、実験・実習室等を有しており、講義、演習、自主学習等で有効に活用している。

建物の有効利用、耐震化、施設内のバリアフリー化、安全・防犯面の整備、学生ニーズを踏まえた学生支援のための改修等を計画的、段階的に実施している。

生命環境学部の設置、工学部及び教育人間科学部の改組に伴い、施設スペースを有効活用するため、施設スペースの再編・移行計画を策定し、教育研究スペースの整備を行っている。

学生、職員の安全と施設の機能を確保するため各建物の耐震性の見直しを図り、学生が多く利用する建物を優先的に耐震改修を行っている。平成25年度末時点における耐震化率は98.7%である。

学生が利用する建物は、身障者トイレを設置している。また、既設エレベーターは、身障者が安心して利用できるよう改修、地震・停電時等において最寄り階に自動着床できるよう改修を行い、安全安心なキャンパス環境整備を行っている。

夜間の学生等の安全確保の強化を図るため、外灯を整備するとともに、順次入退室管理システムの整備を行い、夜間の防犯体制強化を図っている。

30年以上が経過している男子学生寮の改修及び山梨県外からの女子学生のため女子寮の整備を行い、医学部キャンパスは、少人数教育及び学生の自主学習ができるようチュートリアル教室(17室)の整備、また、医学部の学生定員増に伴い、狭隘が著しい講義室等の改修を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学では、総合情報戦略機構を置き、基盤となる情報システムの企画・立案、整備及びサービスの提供を行うとともに、その円滑な管理・運用を図り、教育・研究及び事務処理等に資するほか、大学の情報管理及び戦略の企画、立案に係わる専門的業務を行い、情報を一元的かつ戦略的に推進している。

情報セキュリティ管理については、学長の下に設置した総合情報戦略機構が当該大学における情報セキュリティ対策を推進している。また、個人情報管理に関しても、情報管理の徹底に努めている。学生には、ガイダンスのほか学生生活案内に「情報セキュリティポリシーの順守」として掲載し周知を図っている。さらに教職員を対象とした情報セキュリティ講演会を開催するなど情報セキュリティ管理の啓発に努め、学内ネットワークYINS-CNSにより構成している。

ICT環境の整備については、全構成員が利用できる端末を、学内の情報処理教室、附属図書館、学生自習室及び24時間利用可能なオープンルーム等の場所に537台設置している。

また、これらのICT環境を活用したサービスとして、電子メール（クラウド型メールサービス）、YINS-CNS、電子シラバス、ウェブ履修申告等の学生ウェブサービスやe-learningシステム、附属図書館のオンライン蔵書目録（OPAC）、情報検索システム、電子ジャーナルの利用、さらに学外からのVPN接続等を提供している。平成25年度山梨大学学生生活実態調査結果からは、これらのICT環境、情報機器について91.7%の学生が役に立つと回答している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され
ており、有効に活用されているか。

附属図書館は、本館（甲府キャンパス）及び医学分館（医学部キャンパス）の2館により構成されている。

利用時間は、本館では通常期間は月曜日から金曜日：8時45分から21時、土曜日：13時から16時30分、日曜日：休館となっており、日曜日の開館が望まれる。本館では、大学院学生、卒論提出予定の学部学生、教職員、また分館では、大学院学生、医学部2年次生以上の学部学生、教職員が特別利用申請することにより、時間外の利用を認めている。

附属図書館には、自主的学習環境として閲覧座席数523席、学習室9室、視聴覚室2室を設置している。

利用状況は、年間入館者数延べ24万人となっており、また附属図書館本館・分館には、多数の図書・学術雑誌・視聴覚資料・電子ジャーナルが系統的に所蔵され、蔵書数は61万冊を超えており、蔵書等の館外貸出数は3万8千冊を超え、電子ジャーナルのフルテキストダウンロード数は12万9千件を超えており、活用されている。

学生のニーズや要望を踏まえ、貸出・返却条件を緩和し、従来の5冊30日から10冊20日に変更するなど、利用者の要望を踏まえた図書館運営を行っている。平成26年4月からは、本館内に主体的に学ぶ空間としてラーニング・コモンズを設置し、少人数のセミナーや学生同士の討論の場として活用されている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部等では、自習室、情報端末室、共用スペース等を設置し、学生の授業前後の学習活動に活用できるよう配慮するとともに、講義室等を開放し、授業時間外の学習活動に活用できるようにしている。教育

人間科学部では、各コース・専修学生の自主学習室に、最低2台以上の端末とプリンタを設置し、自学自習、討論やその他の学習活動の場として使用できるよう整備し、有効に利用されている。また、模擬授業室を設置し、教員を目指す学生の教育実習での学習や授業臨床の研究に活用され、教室内にはＩＣＴ教育にも対応した、電子黒板、大型モニター、タブレット型端末等現在の小中学校の教室にある機器も備えている。医学部では、学生自習室、国試対策室及びチュートリアル室を授業時間外に自習室として開放しており、日常的に多くの学生が利用している。工学部では、工学部基礎教育センターの専任教員が常駐する共創学習支援室（フィロス）を設置し、学生の自主的学習環境を整備し、自学自習のみならず学生からの質問に常駐の教員が応じるなど、基礎教育の充実に向けた学習支援も併せて行っている。

生命環境学部では、自学自習の場として、また学生の交流や休憩等に使用するための学生コミュニケーションルームを設置し、室内にはパソコン端末、ミーティングテーブルを置き、学生に活用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程においては、新入生に対して、学部ごとに、教育課程、学生生活全般に関してガイダンスを実施している。全学共通教育科目については、全学共通教育科目委員会委員が学部ごとに分かれ、ガイダンスを実施している。

2年次以上の学生については、学科・課程・コース・専修ごとに4月当初にガイダンスを行っている。また、教育人間科学部、工学部、生命環境学部では、後期が始まる前に、履修指導を兼ねガイダンスを行い、併せて修得単位通知書により学生個々に成績を通知している。

大学院課程においては、新入生、在学生に対して、専攻ごとに授業科目選択等のためのガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

大学教育研究開発センターで実施している学生による授業アンケートや、ウェブサイト上に設置した「副学長への要望ボックス」、学生相談「よろずボックス」等により学生からの意見を聴取するとともに、各学部においては、クラス担任制、オフィスアワーの設定、学部長との懇談会等を実施し、学生から修学をはじめとした大学生活における様々なニーズを把握している。

学習支援においては、各学期の授業回数3回目を過ぎた頃に学生の授業出席状況を調べ、出席状況が芳しくない学生に、クラス担任が電話、電子メール、CNS（クラウド対応型ネットワークサービス）等で連絡し、直接面談を行い、欠席理由等事情を確認している。工学部では各学期終了時に、修学状況が著しく振るわない学生に対して、成績不振注意、退学勧告等を行っている。該当学生には保護者にも併せて通知し、今後の勉学において一層精励するように保護者とともに考え直す機会を与えていた。また、通知には教育主任名等を記載し、相談できる体制としている。

留学生に対しては、留学生センターにおいて、学習支援、学生相談に対応する体制を整備している。日本語と英語併記による『留学生の手引』を作成し、留学生の学習、生活支援について情報提供を行うとともに入学1年目の留学生には、当該大学の日本人学生を1年間チューターとして配置している。また、学部留学生に対して日本語及び日本語関連科目、学部の交換留学生及び大学院留学生に対して日本語研修

コースの授業を設けている。

障害のある学生への支援は、入学者選抜要項にある「IV受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者との事前相談」により申し出た志願者に対しては、受験に際しての配慮はもとより、入学手続後に改めて保護者、学生本人、受入学部の関係教職員等による相談の場を設け、個別に履修上の配慮、学生生活面での支援を行っている。平成26年4月には、障害のある学生の円滑な修学を支援するため、学長直属の組織として専任教員を配した障害学生修学支援室を設置し、全学的支援体制による修学支援に取り組んでいる。なお、発達障害特性を有する学生については保健管理センター学生メンタルサポート室において対応している。

社会人学生については、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度を設けている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動を支援する委員会組織として、学生委員会及び両キャンパスにキャンパス学生委員会を設置し対応している。学生の対応窓口は、甲府キャンパスでは教学支援部学生支援課、医学部キャンパスでは教学支援部学務課が担当しており、施設の使用許可、部室の貸与及び物品の貸出し等、課外活動支援業務を行っている。

公認の課外活動団体として、甲府キャンパスで108サークル、医学部キャンパスで53サークルが活動している。

学生団体として、甲府キャンパスには学友会、医学部キャンパスには学生会が組織されており、課外活動団体の取りまとめ等の活動をしている。

課外活動に対する具体的な支援としては、施設関係部署と連携し計画的に課外活動施設の整備・改修を実施、リーダーズ研修会において活動環境の改善に努めており、課外活動に必要な物品の購入等の支援を行っている。

また、学生が競技大会や発表会で優秀な成績を収めた時や、ボランティア活動等で地域社会や大学に貢献した時には、その個人・団体を学長が表彰する制度を設けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生からの要望は、学生相談室、学生代表と副学長との懇談会、ウェブサイト上に開設した「副学長への要望ボックス」、学生相談「よろずボックス」等により随時把握に努めており、平成24年度からは、よりきめ細かな要望・意見を把握するため、全学部において学生代表と学部長等との懇談会を開催している。

一方、生活、健康等の各種相談・助言体制については、保健管理センター、学生相談室、キャンパス・ハラスメント相談員、クラス担当教員、キャリアセンター、留学生センター等により、様々な学生からの相談等に応じている。

保健管理センターでは、身体的な相談及びこころの相談に応じており、平成23年度には同センター内に学生メンタルサポート室を設置している。

学生相談室は、教学担当理事を室長とし、各学部4人の教員からなる修学・進路担当の相談員と、学生支援課及び学務課の事務職員からなる生活安全（事故・事件・防災等）担当の相談員で構成されている。

キャンパス・ハラスメント相談員は、理事、各学部の教員、保健管理センター教員等46人体制で相談等に応じており、ハラスメントの防止に関しては、リーフレットの配布やウェブサイトを利用した広報、さらには学生・職員を対象とした研修会を開催して啓発に当たっている。

進路支援室では、常駐の職員による就職に関するガイダンスの実施や進学・就職に関する情報提供のほか、キャリアアドバイザー（非常勤）を配置して個人面談による指導を実施している。さらに、常勤の特任教授及びキャリアアドバイザー（一般常勤職員）からなるキャリアセンターを設置し、低学年次の早期段階から職業・進学等、人生設計を考えるキャリア教育を推進している。

留学生の生活支援に関しては、留学生センター、国際交流室、チューター、指導教員が連携して幅広く取り組んでいる。留学生センターでは、オフィスアワーを設け、また、大学院学生及び学部学生をチューターとして配置し、入学1年目の留学生の円滑な学生生活及び学習ができるよう支援及び指導を行っている。

障害のある学生への支援に関しては、全学生を対象とした健康診断時に、身体的・精神的に障害のある学生の把握を行い、保健管理センター、教学支援部、キャリアセンター等と情報を共有し生活支援を行っている。平成26年4月、学長直属の組織として障害学生修学支援室を設置し、各学部及び保健管理センター等との連携の下に全学的な支援体制を整備するとともに、支援の充実に取り組んでいる。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済的支援として入学料及び授業料の免除、奨学金の貸与・給付のほか、学生寮、国際交流会館の情報提供、経済的支援情報の提供等を行っている。

入学料、授業料の免除及び徴収猶予に関しては、平成25年度では、入学料免除者は、全額免除3人、半額免除37人、授業料免除者は、全額免除523人、半額免除715人となっている。また、風水害・地震等の災害が発生した都度、災害救助法適用地域に該当する学生の帰省先の被害の有無や被害状況について確認し、授業料免除等の情報提供を行っており、東日本大震災のような大規模災害においては、家屋等被害にあった学生を対象に一般学生とは別枠として、入学料・授業料免除を実施している。

奨学金については、平成25年度では、奨学金受給者数は、学生全体で日本学生支援機構第一種奨学金884人、第二種奨学金902人、地方自治体・民間育英団体奨学金367人となっている。

独自の経済的支援として、平成18年度から学業成績が特に優れかつ人物優秀と認められる学生を対象とした特別待遇学生の授業料免除を実施、また、平成20年度から、大学院課程の学生の学業を奨励し、学生生活での経済的負担を軽減するため大学院学術研究奨励金制度を設け実施している。平成25年度から奨学金を副賞とする学業成績優秀者表彰制度を創設している。

学生寮は、甲府キャンパスに芙蓉寮、紫遥館があり、芙蓉寮は、平成20年度に全面改修を行い、また紫遥館は、平成22年度に女子寮として新設している。東日本大震災の際には、被災学生を優先的に入寮で

きるよう対応している。

留学生に対する経済面の援助としては、私費外国人留学生学習奨励費、民間奨学金の応募募集に関する情報提供をウェブサイトで行っている。

当該大学独自の経済的支援として、教職員による山梨大学外国人留学生後援会での留学生全員の学生傷害保険料及び賠償責任保険料の支援、山梨大学教育研究支援基金による外国人留学生住宅補助金の支給や留学生生活援助金の支給を行っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学期の授業3回目以降頃に、授業への出席状況が芳しくない学生にクラス担任が直接面談を行い、欠席理由等事情を確認し、特に工学部では各学期終了時に修学状況が著しく振るわない学生に対して、成績不振注意、退学勧告等を行うことによって、学生が抱えている問題等を把握し、指導・助言・相談ができる体制としており、きめ細かな学生対応を行っている。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

第2期中期目標に「明確な教育目標を提示し、それにに基づく体系的なカリキュラムを編成する」こと、「より適正な成績評価等が実施可能となるシステムを導入する」ことを掲げ、それを達成するために具体的な年度計画を策定し、国立大学法人評価の年度評価のプロセスの中で定期的に自己点検・評価による検証を進めている。平成26年4月には、教育及び学生支援に係る戦略的な企画・立案、諸データの分析に基づく情報提供及び助言、評価の実施等を行う全学的組織として教育企画委員会を設置し、教育の質の向上等を図る体制を整備している。

法人評価における年度計画の教育関連部分の自己点検・評価を担当する組織として、大学教育委員会、全学共通教育科目委員会を設置し、両委員会を支援する組織として大学教育研究開発センターを設置して、自己点検・評価に必要な諸情報の収集・分析・フィードバック等を行っている。さらに、国立大学法人評価の一環として年度途中に行う自己点検・評価（中間評価）の内容を大学評価本部で検証し、取組が遅れている課題について早期改善を促す仕組みを設けている。これについては、平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果においても注目される点として評価されている。

シラバスには、「知識と視野」「能力と技能」「人間性と倫理性」の3領域に対応する学生の到達目標を記述している。到達目標の達成度は、担当教員による成績評価と学生による授業アンケートに基づいて把握している。担当教員による成績評価は、全学共通教育科目委員会が担当教員による成績評価結果（100点満点）の平均点を科目ごとに確認し、75点±10点を外れる科目、とりわけ平均点が高すぎる科目について成績評価の厳格化に取り組むよう促している。

シラバス作成時、学期末の学生による授業アンケート、成績評価状況の検証という3つのステップにおいて、学生の学習成果を意識し、学習成果の達成度を教員の成績評価だけでなく、学習成果目標の達成度に対する学生の自己評価のデータも含めて検証できるような体制を整えている。

平成24年度からは、文部科学省「大学間連携共同教育事業」に「学士力養成のための共通基盤システムを活用した主体的学びの促進」が採択され、学士課程教育の質保証を目的とした取組を進めている。その一環として学習ポートフォリオの構築を進めている。このポートフォリオ構築により教育の質の改善・向上に向けた、よりきめ細かい情報の分析を目指している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取の方法として、全学共通教育科目、各学部専門科目において、学生による授業アンケート（授業のふり返りシート）を実施している。本授業アンケートは、学生個々人に授業への取組に対する省察を促すものとなっており、大学教育研究開発センター教育活動企画・評価部門と教学支援部教務課が運営を担当し、同センターの専任教員が結果の分析とフィードバックを担当している。また、各学部において学部長と学生代表が直接対話する機会を設け、教育面、生活面等全般について意見交換を行っている。

教員からの意見聴取としては、学長及び理事が各学部教授会に出向き意見交換の機会を設けている。

学生からの意見を教育の質の改善・向上に生かした事例として、教育人間科学部では、教育実習前あるいは実習中に、自学自習の場として模擬授業が体験できる部屋の設置の要望を受け、平成25年度から模擬授業室を設け、教育実習を体験できる学生の主体的な学習の場として活用している。医学部では、2次救急医療現場を体験したいとの学生からの要望を受け、平成23年度から地域医療学実習として救急車同乗実習を開始した。生命環境学部では、より高度な内容を1年次から学びたいとの学生からの要望を受け「基礎数学」、「基礎数学演習」の授業を成績による能力別クラスで実施することとしている。

教員からの意見を反映した事例としては、工学部では、グローバル化する社会で活躍できる人材育成のための英語力強化として、全学共通教育科目の英語の必修単位数を4から8単位とした上で、教育内容をいわゆるプラクティカル・イングリッシュに変更し、習熟度別クラスによる授業を平成25年度から実施している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

経営協議会の学外委員から教育の質の改善・向上に関する事柄に関し随時意見を聴取する機会を設け、大学の教育の改善・運営に反映している。また、大学教育委員会では、グローバル化への対応、人材育成における共通教育科目の構成、運営の検証のため、外部委員からの意見を反映している。

キャリアセンターでは、卒業生の就職先を中心に教職員が直接訪問して、当該大学の教育についての意見を聴取するとともに、インターンシップ学生を受け入れた企業・行政機関（官公庁）等に受入学生の評価アンケートを実施し、その後の事前指導に反映させている。

当該大学卒業（修了）生を採用した企業・行政機関（官公庁）等約1,200社を対象に、教育及び人材養成における当該大学の取組に関して、平成25年度にアンケートを実施しており、今後その分析結果を教育の質の改善・向上に活用することが望まれる。

各学部においては、それぞれ、学外関係者との会議、協議会、意見交換会等を設置・開設して、継続的に教育の質の改善に努めている。学外関係者としては、県・市・町教育委員会代表者、企業経営者、学識経験者、保健・福祉関係者、同窓会代表等である。工学部基礎教育センターの設置やエンジニアリングデザイン能力養成に重点を置いたプログラム設計等に意見が活かされている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的な取組として、全学教育FD委員会が主催する全学FD研修会、大学教育研究開発センターの教育力向上開発部門における全学FD研修プロジェクト委員会とeラーニングプロジェクト委員会が主催するFDカフェとMoodle講習会がある。

全学FD研修会（平成25年度：4回、参加者延べ300人）は、教員の意識改革や全学的に取り組むべき課題の共有を目指すものが多く、講演会形式を基本としている。FDカフェ（平成25年度：4回、参加者延べ47人）は、比較的規模の小さい自由参加型のもので、現代の若者理解ややる気を促す方法等、ノウハウを伝えるものや大学が抱えている課題について自由に討議するようなものとなっている。Moodle講習会の結果、Moodle利用者が徐々に増加し、一日当たり1,000人以上の教員・学生が活用するようになってきている。

全教員を対象にFDに関するアンケートを実施し、FDに対するニーズの把握を行うとともに、FDの実施内容の改善に活用している。

各学部においてもFD委員会を設け、研修会等を実施している。平成25年度は、教育人間科学部、医学部、工学部及び生命環境学部では各1回実施している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るために研修等、その資質の向上を図るために取組が適切に行われているか。

事務系職員を対象とする職階層別研修、パソコン研修等を行うほか、海外語学研修において英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、学生支援に活かす取組等、教育支援者として個々の能力向上と意識改革を図っている。全学FD研修会には、教務系職員も積極的に参加し教育支援者としての能力向上を図っている。

技術系職員（技術職員・技術補佐員）の教育支援・能力については、各担当教授よりその都度指導を行うとともに、関連学会の講習会等に参加し、向上に努めている。

TAやSAには、授業担当教員が当該業務のオリエンテーション等において継続的に指導・助言を行い、教育支援者の資質の維持・向上に努めている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るために取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成25年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産57,395,999千円、流動資産10,959,195千円であり、資産合計68,355,194千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債13,878,561千円、流動負債9,827,756千円であり、負債合計23,706,318千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金1,952,839千円及び長期借入金3,186,750千円の使途は、附属病院再整備による施設整備や診療機器の更新等であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務985,403千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成21年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22~27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営評議会及び役員会における審議を経て学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用32,090,264千円、経常収益32,545,203千円、経常利益454,938千円、当期総利益は441,362千円であり、貸借対照表における利益剰余金9,402,967千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となってないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針及び予算配分基準を作成し、経営協議会、役員会の審議を経て学長が決定している。この編成方針、配分基準に基づき、教育研究の基盤的な経費となる教育研究経費、学生図書購入費、施設環境整備費等を設け、配分基準に基づいた配分を行っている。

また、中期計画・年度計画の達成に向けた戦略的・機動的な経費として大学高度化推進経費(学長裁量経費)を確保し、発展性の高い成果や効果が予想される事業計画、緊急度の高い整備計画、修学環境の整備、若手教員への研究奨励のほか、大型外部資金の獲得に向け重点的に配分している。特に、戦略・公募プロジェクト経費は、学内公募の上、学長・役員等で構成する採択委員会で審査の上、学長が採否を決定し、配分している。

さらに、キャンパスマスターplanに基づき、学内の施設、設備等に計画的に予算を配分し、維持管理を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、会計監査人及び監事の監査を受けた後、経営協議会及び役員会の審議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事による監査は、監事監査規程に基づき、業務監査は毎年1回以上、会計監査については毎月及び年度決算期に実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、事務組織から独立した監査室を設置し、内部監査規程に基づき、監査計画を策定し、書面監査及び実地監査を実施している。

また、監事、会計監査人、監査室の三者によるコミュニケーションの場を設け、監査の進捗状況等の検証を行っているほか、財務諸表提出時には経営者も含めた四者協議会を開催し、監査結果の報告及び確認を行うなど、連携して業務を遂行している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営について、国立大学法人法に基づき、基本規則を定め、学長、理事5人及び監事2人（監事1人は非常勤）を役員として置き、大学の重要事項に係る意思決定機関として役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置し、監事が列席し、必要な意見を述べることができることとしており、事務系の各部長等が陪席し、また、事務組織も学長及び理事のリーダーシップの下、迅速かつ効率的に意思決定ができる体制となっている。

特に、経営協議会と教育研究評議会に事務系の部長が委員として参画するとともに、学長、理事、監事、事務系の各部長をメンバーとする役員等の打ち合わせ会を毎週行い業務の進捗状況を確認している。

危機管理については、それぞれのキャンパスで危機管理マニュアルを整備するなど対応している。特に学生に対してはマニュアルのダイジェスト版を配布するとともに、山梨県県民生活センターから相談員を招き、ガイダンスを実施している。

リスク管理についてはコンプライアンス室を設置し、法令遵守・リスクを軽減するために効果的な取組・啓蒙活動を行っている。

科学研究費補助金等の不正防止への取組として、『科研費ハンドブック（発行：文部科学省研究振興局・日本学術振興会）』を学内インターネットに公表するとともに、科学研究費補助金交付決定者には、直接交付している。さらに、例年9月末に開催している科研費公募要領等学内説明会においては、科学研究費補助金の適正な執行に関して参加者に説明・周知を図るとともに、当日参加できなかつた教職員にも説明会資料が閲覧できるように学内サーバー（大学運営データベース）に掲載している。また、監査室による内部監査を毎年実施するなど不正防止を図っている。

これらのことから管理運営のための組織・事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員や学生からの意見やニーズの把握について、大学教育委員会での把握や役員が教授会に出向いて聴取の徹底を図り、また、学生アンケートの実施、要望ボックスの設置、学部長との懇談会等での意見の集約を図っている。

学外関係者については、経営協議会での学外委員から意見を聴取し、就職先等へのアンケートを行うなど意見の収集を図っている。

また、意見への反映としては、例えば、構内のバリアフリー化、講義室等の修学環境整備、学生寮の充実等を図り、特に、経営協議会で出された意見は「山梨大学におけるグローバル化に関する方針」等に反映させるなど対応している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学は、監事2人（監事1人は非常勤）を置き、監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、学長に提出している。また、部局関係者との意見交換や現地視察、役員会を含む重要な会議への出席、重要な回付書類の閲覧等を行い、法人の経営及び業務運営状況等の監査を定期的に実施し、毎年監査結果報告書を学長に提出している。

さらに学長は、監査結果報告書を役員会において各理事に報告するなど、大学運営に反映させている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上等について年度計画による学内外の研修実施、課長登用試験制度の導入、教員以外の職員の人事評価の実施等に取り組んでいる。

平成25年度、役員は延べ27件のセミナー、シンポジウムへ参加しており、事務職員向けには、10件の学内研修を開催、16件の学外研修への派遣を行っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価等規程に基づき、役員や学部長等で構成されている大学評価本部及び自己点検・評価の実施に関する専門的事項を処理するための評価室が中心となり、年度計画の進捗状況・実施状況等を根拠となるデータ、資料等に基づき分析を行い、自己点検・評価を実施している。特に年度計画の進捗管理として、前期（4～9月）の取組に関する中間評価を10月に実施しており、中期計画及び年度計画に対する業務の進捗状況の確認・検証等を行うとともに、「進捗状況が遅れている」とした課題については、関係部局に取組状況を詳細に確認するとともに、年度計画の達成に向け、早急に改善・対応を図るよう促している。

学部等の自己点検・評価は、学部等自己点検・評価委員会を設置し実施している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人評価委員会による法人評価において、各年度の業務実績報告書及び第1期中期目標期間終了時の達成状況報告書を同委員会に提出し、評価を受けている。

平成19年度の大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受け、平成26年度には第2サイクルの大学機関別認証評価を受けている。また、平成25年度には、教員養成評価機構による教職大学院等認証評価を受けている。

工学部機械システム工学科、電気電子システム工学科、コンピュータメディア工学科、土木環境工学科ではJABEによる第三者評価を実施している。

また、平成23年度からは、福井大学と山梨大学との相互評価を実施している。両大学の現状及び優れ

た点等を相互に確認評価し、交流を深めることにより、今後の教育課程・学生支援等の一層の向上に役立て、互いに相手大学の良い点を学ぶことを目的としている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が適切に行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

各年度の中間期（10月）に実施する中間評価では、評価本部及び評価室において、各部局が実施した自己点検・評価結果を検証しており、特に「進捗状況が遅れている」課題について課題改善に向けた諸方策や具体的スケジュールに基づき重点的に取り組んでいる。

また、第三者評価（国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構及び教員養成評価機構等）の結果については、課題等を的確に認識した上で今後の取組につなげるよう教育研究評議会等に報告するとともに、役員、各部局長等に通知し、改善に向けた対応を図っている。

例えば、平成19年度に実施した機関別認証評価において改善を要する点として指摘のあった「就職先の企業・自治体等へのアンケートによると、プレゼンテーション能力、創造力・企画力が高いとは言えない。」との指摘に対して、平成22年度に全学共通教育科目を見直し、社会との関わり、将来にわたって必要な基礎的能力や学習方法を習得することを目的に「大学基礎・キャリア形成科目群」として「人間形成論」「エンプロイアビリティー論」「キャリア形成のための作文演習」「キャリア形成論」「新聞から世界を読む」を開講するなどの改善策を講じている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の理念・方針等については、学長メッセージ、憲章、理念・目標と入学者受入方針等として公表している。学部ごとの理念・教育目標は、ウェブサイトを通して受験生をはじめ社会一般に広く公開されており、教職員・学生にも周知されている。

大学院課程についても、それぞれの理念・目的、教育目標を公表している。

これらのことから、大学の目的が適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針はウェブサイト上に掲載し、特に、入学者受入方針については、受験生・入学者用に刊行物に掲載し、公表している。受験生向けには、オープンキャンパス、進学説明会等で特色、教育研究の取組について広報誌で配布し、さらに教育課程の内容等については、履修モデルを活用して説明するなど公表、周知されている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

当該大学のウェブサイト、刊行物を通して、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育研究活動等についての情報、自己点検・評価、国立大学法人評価、大学機関別認証評価及び財務諸表等については、ウェブサイトに掲載し公表している。また、大学概要をはじめ教育研究情報を英語版サイトで発信している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 山梨大学
 (2) 所在地 (甲府キャンパス) 山梨県甲府市
 (医学部キャンパス) 山梨県中央市

(3) 学部等の構成

学部：教育人間科学部、医学部、工学部、
 生命環境学部
 研究科：教育学研究科、医学工学総合教育部
 専攻科：特別支援教育特別専攻科
 附置研究所：なし
 関連施設：附属図書館、クリーンエネルギー研究センター、燃料電池ナノ材料研究センター、機器分析センター、総合分析実験センター、大学教育センター、教養教育センター、国際交流センター、キャリアセンター、保健管理センター

(4) 学生数及び教員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部3,955人、大学院865人
 専攻科10人
 専任教員数：523人、助手数：9人

2 特徴

(1) 先駆的な組織改革の推進

現山梨大学は、より活力に富み国際競争力のある大学を目指し、平成 14 年 10 月、全国の国立大学に先駆け、旧山梨大学と旧山梨医科大学の統合により設置された大学である。平成 15 年 4 月には、大学院医学系研究科及び工学研究科を廃止し、大学院における各学問領域独自の教育研究機能を強化させるとともに、融合が必要な学問領域に関しては、柔軟な統合、再編を可能とする組織である、大学院医学工学総合研究部・教育部を設置した。

平成 24 年 4 月には、教員育成機能の一層の充実と高齢社会の要請に応える生涯学習を担う教育人材養成を図るために教育人間科学部を改組した。また、グローバル化の傾向の著しい社会を見据え、イノベーションの創出に向けた工学系先端研究と魅力的なエンジニアリングデザイン能力（問題設定力・構想力・創造性・種々の学問や技術の統合化・応用力などこれからエンジニアに必要な不可欠な能力）教育システムによるグローバルエンジニアの育成を図るために、工学部を同時期に改組した。これらの改組に合わせ、近郊農業県である山梨における就農

者の高齢化による耕作放棄地の増加、若者の農村離れなどの喫緊の課題への対応と、持続的な食料の生産と供給による地域社会の繁栄を実現するために必要となる、生命科学、食物生産・加工、環境・エネルギー、地域経済・企業経営・行政に関し広い視野を持つ人材を、自然と社会の共生科学に基づき養成するため、農学系の新学部である生命環境学部を平成 24 年 4 月に設置した。これにより教育人間科学部、医学部、工学部、生命環境学部の 4 学部からなる総合大学となった。

(2) 教養教育及び教育体制の充実

本学が定める教育目標に基づき、1 年次生は全員が甲府キャンパスに在籍し、他学部の学生と積極的に交流を深め、多くの知己を得られるよう、教養教育科目を全学共通教育科目としている。また、国際社会で活躍できる能力の育成を目指し、習熟度別英語クラスによる授業、英語ではさらに TA、SA を活用した授業を行い学修効果の向上を計るとともに、学修時間の確保と学生自身が自ら学ぶ姿勢を涵養する仕組みとして、e-Learning や Active Learning、「TOEIC(R) 演習 2000」などの ICT を活用した教育方法を導入している。さらに、関連施設の特色を生かし、生命環境学部に学士修士一貫教育の「ワイン科学特別コース」、工学部修士・博士一貫教育の「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」を設置するなど、特色ある独自の教育体制およびカリキュラムを設け人材養成を行っている。

(3) 世界的研究拠点と特色ある研究の推進

世界的な研究拠点である、燃料電池ナノ材料研究センター、クリーンエネルギーセンター、国際流域環境研究センターにおいて世界最先端の研究を進めるとともに、ワイン科学研究センター、クリスタル科学研究センターにより、特色ある先進的な研究を行っている。また、ティニアトラック制度を導入し、次世代のリーダとなる資質を備えた若手教育の養成に取り組んでいる。さらに専門領域を超えた諸学の柔軟な融合により研究を深化させるとともに、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションの創出に向けた先端融合領域の世界的研究拠点の構築を目指している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

○大学の目的及び使命(山梨大学学則第1条)

山梨大学は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

○大学院の目的及び使命(山梨大学大学院学則第1条)

- 1 山梨大学大学院は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。
- 2 教育学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 医学工学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。
- 4 医学工学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 5 教育学研究科教職大学院の課程は、地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場で創成しリードする力を育成することを目的とする。

○キャッチフレーズ

「地域の中核、世界の人材」

山梨大学は、豊かな教養と高い倫理性を持ち、広い教養と深い専門性を身につけた学生・教職員を育むことにより、知と技術における「地域の中核」となると同時に世界の平和と人類の福祉に貢献できる「世界の人材」を養成することを目標としています。

○山梨大学憲章

山梨大学は、個人の尊厳を重んじ、真理の追究と学問の自由を大切にし、多様な文化や価値観を積極的に受け入れます。また、社会の要求に応えつつ、広い知識と深い専門性を追求し、地域の中核となり、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材を養成する場となることを表明します。この憲章に基づいて、山梨大学の役員・職員・学生は、志を同じくするすべての人々と協力し、以下の目標の達成を目指します。

【未来世代にも配慮した教育研究】山梨大学は、現代世代だけでなく、未来世代の福祉と環境にも配慮した視点に基づいて、教育研究を行います。

【諸学の融合の推進】山梨大学は、専門領域を超えて協力し合い、諸学の柔軟な融合による新しい学問分野を創設し、さまざまな課題の解決に努めます。

【世界的研究拠点の形成】山梨大学は、国際的視野を持って、問題の発見と解決に取り組み、世界の人材が集う研究拠点を構築し、学術及び科学技術の発展に貢献します。

- 【国際社会で活躍する人材の養成】** 山梨大学は、市民としての倫理性と自律性を身に付け、専門性をもつて、国際社会で活躍できる人材の養成に努めます。
- 【地域から世界へ】** 山梨大学は、地域社会が抱える課題を取り上げ、その解決に地域と協同してあたり、得られた成果を世界に向けて発信します。
- 【現実社会への還元】** 山梨大学は、教育研究の成果が社会に応用され、役立つよう、社会に積極的に還元することに努めます。
- 【絶えざる改革】** 山梨大学は、自ら点検・評価を行うとともに、社会からの声を広く求め、絶えざる改革を推進します。

○学部・研究科ごとの理念・目的

- 【山梨大学全体】** 豊かな人間性と倫理性を備え、広い知識と深い専門性を有して、地域社会・国際社会に貢献できる人材を養成する教育・研究を行います。
- 【教育人間科学部】** 人間と文化・社会に関する幅広い視野と教養をもち、人間の生涯発達と学習についての専門的な知識を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する人材養成のための教育・研究を目的にしています。
- 【医学部】** 深い人間愛と広い視野を持ち、医の倫理を身に付け、科学的根拠に基づいた医学的知識、技術を備え、地域医療や国際医療に貢献できる医療人や国際的に活躍できる優れた研究者を養成する教育・研究を行います。
- 【工学部】** 広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者を養成する教育・研究を行います。
- 【生命環境学部】** 自然と社会の共生科学に基づき、広い視野と深い専門知識を身につけ、持続可能な地域社会の繁栄を担う人材を養成する教育・研究を行います。
- 【教育学研究科】** 現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を養成する教育・研究を行います。
- 【医学工学総合教育部修士課程】** 現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を養成する教育・研究を行います。
- 【医学工学総合教育部博士課程】** 現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を養成する教育・研究を行います。
- 【特別支援教育特別専攻科】** 特別支援学校の教員の養成、及び小学校や中学校などで実施される特別支援教育を担う教員の養成を行うことを目的としています。

